

第2回守口市立図書館指定管理者選定委員会議事録

1 開催日時

令和元年11月8日（金）午後2時00分から

2 場所

守口市役所 6階 研修室603

3 出席者

高橋泰代 山口行一 井上和久 西林正人 新井幸子 工藤恵司 大西和也

4 欠席者

なし

5 議事

議題1 指定管理者候補団体の1次審査について

議題2 2次審査の方法について

議題3 その他

6 発言の内容 以下

委員長

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、「第2回 守口市立図書館指定管理者選定委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様にはご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。

はじめに、本日の出席委員は定数7名中7名で、「守口市立図書館指定管理者選定委員会条例」第6条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

本日の案件は、1. 指定管理者候補団体の1次審査について、2. 2次審査の方法についてです。それでは、本日の資料について事務局に説明を求めます。

事務局

本日お手元に配付させていただいております資料をご確認願います。本日の資料は、次第、各団体から提出されました申請書類（2団体分）、【資料1】指定管理者募集要項等に関する質疑回答【資料2】公開プレゼンテーション及びヒアリング実施要領【資料2-2】公開プレゼンテーション及びヒアリング傍聴要領、【資料2-3】傍聴者名簿、【資料3】守口市立図書館指定管理者評価表、【資料3-2】集計結果表（参考）でございます。

委員長

次に、今回の選定に係る経過について事務局に説明を求めます。

事務局

今回の選定に係る経過をご説明申し上げます。第1回選定委員会を10月4日に開催後、選定委員会で頂戴しました意見を反映させていただき、10月7日より公募を開始いたしました。

その結果、参加申込締切りの11月7日正午までに2者からの申請がありましたことから、本日の選定委員会で、1次審査を行っていただきます。

1次審査を通過した団体は、来週11月15日の第3回選定委員会で公開プレゼンテーション及びヒアリングにおいて審査いただき、その場で指定管理者候補団体を決定する予定となっております。

委員長

それでは、案件1「指定管理者候補団体の1次審査について」に移りたいと思います。

事務局から説明を受けます。

事務局

それでは、各団体から提出された申請書類をご説明させていただきます。今回2者から申請がされておりますので、ファイルを2つ配布させていただいております。

まずは守口市立図書館管理運営共同企業体のファイルをご覧ください。事前に募集要項に記載されております応募に際して必要な書類が全て揃っていることは事務局で確認しております。

まず、様式1号指定管理者指定申請書ですが、守口市立図書館管理運営共同企業体の代表企業として、株式会社紀伊國屋書店が申請されております。続いて様式1号-1の共同申請構成団体名簿では、代表団体は株式会社紀伊國屋書店、構成団体A シンコースポーツ株式会社、構成団体B 日本管財株式会社となっております。続いて様式2号の守口市立図書館指定管理者指定申請に係る誓約書が3団体分添付されております。続いて団体の概要を分かりやすく説明した書類として団体のパンフレットが3団体分添付されております。続いて申請日の属する事業年度の団体の事業計画及び過去3カ年の事業報告書が3団体分添付されております。

なお、株式会社紀伊國屋書店につきましては、事業計画は事業報告書の中にも含めるかたちで作成しているため、事業報告書のみ添付されております。続いて登記簿謄本が3団体分添付されております。続いて印鑑証明書が3団体分添付されております。続いて団体の定款が3団体分添付されております。続いて過去3カ年分の納税証明書が3団体分添付されております。続いて貸借対照表及び損益計算書が3団体分添付されております。続いて財産目録が添付されておりますが日本管財株式会社のみ財産目録を作成されておられませんので、その旨記載された文書が添付されております。

続いて様式3号の事業提案部分となる施設運営に係る事業計画書及び収支計画書等が添付されております。続いて募集要項で定めております、応募資格についての適合についてご説

明させていただきます。

応募できるのは、法人その他の団体となっており、3団体とも適合しております。

続いて過去5年間に指定管理業務の実績又は同種の施設の管理運営の実績については、申請書類様式3号の17ページをご覧ください。こちらに記載されているとおり、実績についても適合しております。

なお、記載内容については、事務局でもお調べしまして確認をさせていただいております。続いて応募不適合団体についてご説明させていただきます。様式2号の申請に係る誓約書を徴することで応募不適合団体に該当しないと判断しておりますが、事務局で確認できる部分といたしまして、本市の一般競争入札に参加できない団体には該当していないと確認しております。以上が守口市立図書館管理運営共同企業体のご説明でございます。

続きまして、図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体のファイルをご覧ください。募集要項に記載されております応募に際して必要な書類は全て揃っていることは事務局で確認しております。

まず、様式1号指定管理者指定申請書ですが、図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体の代表企業として、株式会社図書館流通センターが申請されております。続いて様式1号-1の共同申請構成団体名簿では、代表団体は株式会社図書館流通センター、構成団体A 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社、構成団体B 株式会社長谷工コミュニティとなっております。続いて様式2号の守口市立図書館指定管理者指定申請に係る誓約書が3団体分添付されております。続いて団体の概要を分かりやすく説明した書類として団体のパンフレット等が3団体分添付されております。続いて申請日の属する事業年度の団体の事業計画及び過去3カ年の事業報告書が3団体分添付されております。続いて登記簿謄本が3団体分添付されております。続いて印鑑証明書が3団体分添付されております。続いて団体の定款が3団体分添付されております。続いて過去3カ年分の納税証明書が3団体分添付されております。続いて貸借対照表が3団体分添付されております。続いて損益計算書が3団体分添付されております。続いて財産目録ですが、3団体とも財産目録を作成されておられませんので、その旨記載された文書が添付されております。続いて様式3号の事業提案部分となる施設運営に係る事業計画書及び収支計画書等が添付されております。

続いて募集要項で定めております、応募資格についての適合についてご説明させていただきます。まず、応募できるのは、法人その他の団体となっており、3団体とも適合しております。続いて過去5年間に指定管理業務の実績又は同種の施設の管理運営の実績については、申請書類様式3号の17ページをご覧ください。こちらに記載されているとおり、実績についても適合しております。

なお、記載内容については、事務局でもお調べしまして確認をさせていただいております。

続いて応募不適合団体についてご説明させていただきます。様式2号の申請に係る誓約書を徴することで応募不適合団体に該当しないと判断しておりますが、事務局で確認できる部分といたしまして、本市の一般競争入札に参加できない団体には該当していないと確認しております。以上が図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体のご説明でございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。今説明がありましたとおり、必要書類が揃っていることは確認いただけたかと思えます。また、募集要項との適合についても事務局で確認できる範囲はしていただいておりますが、選定の評価項目として、事業運営が困難と判断される場合又は不适当と判断される事項があれば、不適合とし、失格とすることがある、また提案された指定管理料が著しく低く、仕様を満たす管理が不可能と考えられる場合は不適合とし、失格とすることがあると定まっておりますが、この部分について何か、ご意見はございませんか。

(異議なし)

委員長

1次審査につきましては、今回応募の2団体はどちらも募集要項適合団体として選定させていただきます。よろしくお願いいたしますでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、本件は、そのようにさせていただきます。

それでは、案件2「2次審査の方法について」に移りたいと思います。事務局から説明を受けます。

事務局

それでは、2次審査の方法についてご説明させていただきます。資料2の公開プレゼンテーション及びヒアリング実施要領(案)をご覧ください。1番では、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を記載しております。2番では、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細を記載しております。(3)のスケジュールでは、今回は2団体の申請がありましたので、記載のとおり時間配分をしております。(4)の実施方法及び留意事項をご覧ください。①プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、申請書の提出順で行います。②プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は6名以内とします。③プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間は30分とし、出席者の説明を10分、委員の質問を20分とします。④説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間以内に行っていただきます。⑤説明資料は、提出した応募書類のみとし、パワーポイント等を用いて行っていただきます。追加資料の配付、模型の持ち込み等は不可とします。⑥説明用として、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーンを事務局で用意します。⑦プレゼンテーション及びヒアリングは公開とします。ただし、プレゼンテーション及びヒアリングに出席する者は、自らのプレゼンテーション及びヒアリングが終了するまでは傍聴することはできません。なお、プレゼンテーション及びヒアリング終了後の選定委員会は非公開で行います。(5)結果の公表につきましては、令和元年11月15日(金)第3回選定委員会終了後に申請団体郵送およ

び市ホームページで掲載させていただきます。

3番その他として、プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した応募書類の内容以外の資料を使用した場合、失格とする場合があることなどを記載しております。

続いて資料②の2では、当日の傍聴について定めており、資料②の3は傍聴者に記載していただく名簿となっております。

続きまして、資料3の守口市立図書館指定管理者評価表をご覧ください。

こちらは募集要項に記載しております評価項目に基づき作成しております。2次審査ではこの表を使用し、審査をしていただきます。指定管理料の提案額については、提案資料の収支計算書で確認できておりますので、最低提案額を40点満点に置き換え、すでに記載させていただいております。最終的に資料③-2の集計結果表に反映し、計算させていただきます。最優秀得点のものが指定管理者候補団体となるということにさせていただきます。以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

資料2の(4)の⑦の「プレゼンテーションおよびヒアリングは公開とします」の後なのですが、1者目は2者目のものを傍聴できるのに、2者目の人は1者目のプレゼンテーションを傍聴できないという認識でよろしいでしょうか。

事務局

はい、おっしゃる通りです。

委員

不公平な感じがするので両方ともなしにするのが個人的にはいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

過去にも公開プレゼンテーションを行ってきておりまして、形としては一旦退席という形をとるのですが、そこから新たに参加したいと言ってこられた場合に発表者は「無理です」と断るのは難しいということで、このように記載しております。

委員

仮に私が1者目であれば、今後の参考やノウハウのために入ろうかなと考えと思います。

これまでの運用のとおりであれば、そうですが、2者のため、不公平感が出ると思います。

事務局

たまたま、今回2者なので、不公平感が顕著に出てしまいますね。この委員会において、

ご決定いただければ、発表者は傍聴不可ということは可能です。

事務局

席も40席しかないので、物理的にも厳しいです。

委員長

傍聴者は結構来られる予定ですか。

事務局

図書館について興味を持っておられて問い合わせしてくださる方もいらっしゃいますし、公開プレゼン、ヒアリングについても見に行きたいという声もいただいております。

市議会議員の方々も、何人かは来られると思います。

事務局

図書館の設計のプレゼンテーションでも、20名以上の方々が来られました。席が足りないかもしれないとは思いますが、会場の都合上これが最大ということです。

委員長

当委員会で初めから業者の傍聴をお断りしてしまうと、先例になってしまうということはないですか。この会議で決議して「お帰りください」ということでも市としては問題ないですか。

事務局

市としては問題ないです。当然市外からも見に来られる方もおられますが、本来の趣旨は、市民さんに観ていただくための公開プレゼン・ヒアリングなので、発表者は入ってはいけないという取り扱い自体は問題ないと思います。

委員長

いかがでしょうか。本委員会としましてはどのように。

委員

今回2者のみということで、1者だけ見られないとやはり不公平感がありますし、席の確保も難しいということで、ご遠慮いただくという形がいいと思います。

委員長

それでは、プレゼンが終わられた方の傍聴はお断りいただくという形をお願いします。

事務局

はい。

資料2の(4)の⑦の書きぶりは修正させていただきます。

委員長

よろしく願いいたします。他に何かお気づきの点はございませんでしょうか。

委員

この書類は持って帰ってもよろしいですか。

事務局

結構です。

委員

評価表の配点の仕方ですけれども、5点ならともかく10点や15点配点となったときに完全に委員の自由裁量で配点していいものなのか、それともある程度の配点の仕方みたいなものをお示しいただけるのでしょうか。

事務局

こちらにつきましては、委員の裁量で点数をつけていただいて結構です。
2者しかないのではなかなか難しいとは思うのですけれども。

委員

どちらかということになってしまいますよね。

事務局

そうですね。ただ項目ごとに分けていますので、項目ごとに判断いただくよう、よろしくお願い致します。

委員長

当日の採点につきまして各委員の集計を事務局にさせていただいて、それで判断されるのですか。客観数値で判断されるのですか。

事務局

委員の皆さんにつけていただいた合計点を足して、合計点で1位と2位を決めて1位を160点満点に置き換えるという計算になります。

委員長

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

事務局

資料③の補足ですけれども、金額につきましては指定管理候補者からご提案いただいた5ヶ年の指定管理料の合計金額を入れさせていただいておりますので、点数化もしておりますので、こちらにつきましては固定という形になります。

委員長

他にご意見ございませんでしょうか。

委員

資料③の「4 その他管理に際して必要な事項」は、3つの項目で10点満点でよろしいでしょうか。

事務局

3つの項目で10点満点です。線の書きぶりが分かりづらいので、評価点の欄の線も修正しておきます。

委員

失格評価項目点の考え方についてもう一度ご説明をお願いします。

事務局

失格評価項目点につきましては、表の左から3列目に項目ごとに配点されているのですが、これの2割の点数を記載しております。

事務局

実施要項のところに、評価項目ごとに2割を満たしてなかった場合については失格とするというふうに書かせてもらってまして、この表で言うと2列目の評価項目の各項目1つでも2割を下回った点数を取れば失格となります。ただ、1名がつけても失格にはならないので、7名中4名以上がつけた場合に失格となるということでございます。

委員

(5)の運営組織、人員配置、勤務体制のところの失格評価項目点が5点になっていますが、これだと一番下の「関係法令の順守」のところも5点になるとおかしくないですか。

事務局

評価項目の25点満点中の5点ということになりますので、ほかの項目で1点とれば6点になりますので大丈夫です。ちょっと線が見にくくなっていてわかりにくいかと思っておりますので、もう少し濃く項目ごとに二重線を引いて見やすくしておきます。

委員長

では、そのように修正をお願いいたします。

委員

資料②のプレゼンは30分ずつですか。

事務局

事務局ではプレゼンを10分、ヒアリングを20分と考えていますが、2者なのでもう少し増やしてみようといった意見があれば、委員会の中でご議論いただければと思います。どちらかという、プレゼンよりヒアリングの時間を多めにとって聞きたいことを聞いてもらうほうがいいのかと考えておりますけれども、逆にプレゼンの時間をもっと長くしたいということであれば、時間配分はご議論いただいて決めていただければ結構です。

委員

当日までにどれだけこの資料を読み込んでくるかによって変わってはくるかと思うのですが、具体的に評価のことについて、この資料を含めたプレゼンなのか、それともプレゼンはあくまでプレゼンという形にされるのか。

事務局

この評価に対するプレゼンということになります。書類で点数をつけてプレゼンは別という評価ではないので、プレゼンとヒアリングを経てこの点数をつけていただくという形になります。

委員

分かりました。

委員長

時間配分のところにつきましては、これでよろしいですか。質問20分というのは少し短いような気がします。おそらく、プレゼンですので自分たちの団体のPRといったところに終始されると思いますけれども、会社の業績等をお示しされる場合には、資料の何ページというのをプレゼン資料に入れていただくと助かります。

事務局

投写するときにも、ということですね。分かりました。

委員長

質問時間は20分でよろしいでしょうか。7人いるので1人頭5分くらいほしいですよ。質疑なので。応答も入れて5分くらいないと短いと思いますので。1人5分で7人ですので35分くらい、でよろしいですか。

(異議なし)

委員長

では少し時間が変わりました、開始が9時30分からで終わりが11時10分になります。これで大丈夫でしょうか。

事務局

審査はどうされますか。そのまま続けてされるのか、お昼休憩をとられるのか。

委員長

私個人としては、フレッシュな情報のまま審査に入りたいと考えています。

事務局

わかりました。では審査は11時30分からということでお願いいたします。

委員長

わかりました。お願いいたします。

委員長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。来週まで日がないので、慎重なご意見お願いいたします。当日のプログラムにつきましてもご意見ございませんでしょうか。また資料につきましては来週まで熟読していただきまして、当日に備えていただきますようお願いいたします。

それでは、ご意見ないようですので、原案どおりで時間の修正だけお願いします。

本日予定されておりました議事につきましては、全て終了しましたので、これで閉会といたします。委員各位におかれましては、本日は大変お忙しい中、当委員会にご出席を賜り、ありがとうございます。

事務局、他に何かありませんか。

事務局

第3回の選定委員会は11月15日金曜日の9時30分から市役所6階教育委員会会議室で開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。本日はありがとうございます。